

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第596号 この資料は全部お読みいただいて2分です。

今回のテーマ： 東京証券取引所の市場区分の再編

2020年7月29日、東京証券取引所（以下「東証」）が「市場区分の再編に係る第一次制度改正事項」を公表しました。今回公表された改正事項は、東証の市場区分再編を見据えて、現行制度における新規上場基準、市場変更や市場第一部銘柄への指定に係る基準の見直しなどを目的とするもので、9月11日までのパブリック・コメントを経て、11月1日に制度改正が行われます。

東証の市場再編スケジュール

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、3月公表7月改正の予定であったスケジュールが遅延したことから、市場再編の全体スケジュールへの影響が危惧されていましたが、2月の「新市場区分の概要等について」で示されたスケジュールは延期されることなく据え置かれました。

時期	見直し事項
2020年内	制度要綱の公表（新市場の制度）
2021年春～	コーポレートガバナンス・コードの改訂
2021年6月	移行基準日
2021年7月	新市場区分の上場維持基準に適合しているか否かを通知
2021年9～12月	上場会社による市場選択手続
2022年4月1日	一斉移行日

出所：「新市場区分の概要等について」東証2020年2月21日、「資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直し」東証2020年7月29日

新市場区分の選択

東証は、市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ（スタンダード・グロース）の5つの市場区分を見直し、プライム・スタンダード・グロース（仮称）の3つの市場区分に再編します。上場企業は、各市場区分のコンセプトや上場維持基準を踏まえて新たな市場区分を選択することになります。移行にあたって選択した市場区分の上場維持基準を満たすことができていない場合は、経過措置の適用を受けるために「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出・開示することが必要となります。

現市場区分	選択区分	経過措置
市場第一部 (2, 172)	プライム	当分の間、現行の指定替え基準を上場維持基準として適用
市場第二部 (481)・JASDAQ スタンダード (663)	スタンダード	当分の間、現行の上場廃止基準を上場維持基準として適用
マザーズ (329)・JASDAQ グロース (37)	グロース	

出所：「新市場区分の概要等について」東証2020年2月21日。カッコ内に2020年8月26日時点の上場会社数を記載

東証一部への昇格基準の厳格化

今回の改正により、市場第二部から市場第一部銘柄への指定およびマザーズから本則市場への市場変更時に適用される緩和された基準（時価総額40億円以上）が廃止され、市場第一部への直接上場時における基準（時価総額250億円以上）に共通化されることとなります。したがって、11月以降、市場第二部・マザーズから市場第一部への昇格が従来に比べて厳格化されることとなります。

お見逃しなく！

市場第二部・マザーズに上場している企業がプライム市場への移行を希望する場合には、市場選択に係る手続き（第二次制度改正事項として2020年内に公表予定）ではなく、新規上場と同様の審査手続きが必要となります。プライム市場への移行を想定して現行制度において市場第一部への昇格を希望する場合には、現行制度が適用される10月30日までに東証への申請を行う必要があります。